

# 条例改正の概要

## 《条例案》

鴨川市公告式条例の一部を改正する条例（案）

### 1 趣旨

鴨川市では、鴨川市の条例及び規則の公布並びに市長及び市の機関（教育委員会を除く。）の定める規程（告示及び訓令）の公示について、鴨川市公告式条例（平成17年鴨川市条例第3号）に基づき、市内5箇所の掲示場に掲示することにより行っています。

一方で、市税の公示送達、行政手続法及び行政手続条例に係る聴聞等の通知、行政不服審査法に基づく弁明機会の付与に係る公示送達の告示についても同様の方法により行っているものの、国が進めるアナログ規制の見直しのうちの書面規制に係る取組として関係法令の整備を行い、令和8年5月21日から市のホームページへの掲載等により行うこととしています。

こうした状況を踏まえ、本市の条例、規則等の公布・公示についてデジタル化を図り、インターネット環境がない市民に配慮しつつ掲示場の数の見直しを行うため、同条例の一部を改正します。

パブリックコメントでは、条例、規則等の公布・公示について、掲示場に掲示して行うことに加えて市のウェブサイトに掲載すること、及び掲示場のうち鴨川掲示場（鴨川市役所前）については継続して設置し、吉尾掲示場（旧吉尾出張所前）、江見掲示場（旧江見出張所前）、天津掲示場（天津小湊支所前）及び小湊掲示場（小湊出張所前）を廃止することについて意見を募集します。

### 2 条例改正に当たっての考え方

条例及び規則等の公布・公示について、以下のとおり見直しを行い、鴨川市公告式条例の一部を改正します。

現行	見直し後
条例及び規則等の公布・公示を次の掲示場に掲示して行う。	条例及び規則等の公布・公示を次の方法により行う。
鴨川掲示場 鴨川市横渚 1450 番地	(1) 市のウェブサイトに掲載する方法
吉尾掲示場 鴨川市松尾寺 454 番地 2	(2) 鴨川市役所前の掲示場に掲示する方法
江見掲示場 鴨川市東江見 376 番地 5	
天津掲示場 鴨川市天津 1104 番地	
小湊掲示場 鴨川市内浦 563 番地	

### **3 改正条例の施行日**

令和8年7月1日

### **4 今後のスケジュール**

令和8年6月 令和8年第2回市議会定例会に条例（案）を提出  
パブリックコメントの実施結果公表

令和8年7月1日 改正条例の施行